

訪問看護職員就労支援事業費補助金 Q&A

(補助対象事業者について)

番号	Q	A
1	補助対象となる事業者はどこですか。	県内全ての ①訪問看護ステーション(介護予防訪問看護を行う事業所を含む。) ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所、 ③複合型サービスを行う事業所(訪問看護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。)です。
2	みなし指定で訪問看護を行っている病院は申請できますか。	みなし指定の医療機関は補助対象にはなりません。
3	これから開設する予定の訪問看護ステーションですが、補助金の申請はできますか。	申請する時点で、介護保険法上の指定を受けている必要があります。

(補助対象となる研修について)

番号	Q	A
4	「同行訪問研修」とは、具体的にどのような研修を指しますか。	訪問看護ステーション等に初めて就労して1年未満の看護職員に対し、訪問看護の知識や技術の習得等を目的として、同じ訪問看護ステーションに所属する指導担当の看護職員(訪問看護ステーション等に就労して1年以上の看護師、准看護師、保健師、助産師を指す)が利用者宅に同行して訪問することです。 なお、座学研修は含めません。
5	介護報酬等で、2人分の報酬がもらえる場合も補助を受けられますか。	介護報酬や診療報酬で、2人分の報酬を請求できる場合(利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合や、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合等で、複数名訪問看護加算が認められる場合等)は、補助金を受けることができません。報酬で措置されていない分について、補助金を受けることができます。
6	対象となる同行訪問研修の期間はいつですか。	当該年度の同行訪問研修が対象となります。
7	申請の前年度に採用された者も対象になりますか。	訪問看護ステーションに初めて就労した採用1年未満の看護職員(次頁参照)であって、同行訪問研修を申請年度に実施する場合は対象になります。

8	研修が複数年に及ぶ場合はどのようにしたらよいですか。	両年度とも申請はできませんので、どちらかの年度に申請してください。 ※申請年度の経費のみ対象となります。
9	同行訪問研修の実施日数について定めはありますか。	実施日数については特に定めはありません。

(研修の受講者について)

番号	Q	A
10	補助金の対象となる職種は何ですか。	看護師、准看護師、保健師、助産師が補助対象となります。
11	補助対象となる研修受講者の要件は何ですか。	訪問看護ステーション等に初めて就労した看護師、准看護師、保健師、助産師で、就労開始から1年未満の者が対象となります。 ※病院で就労経験があっても、訪問看護ステーションの勤務が初めてであれば対象となります。 ※法人内部の異動で病院から訪問看護ステーションに勤務になった場合も対象になります。 ※他の訪問看護ステーションでの勤務経験がある方は対象外となります。
12	指導者1人が新人訪問看護職員2人を同行した場合はどうなりますか。	2人の新人訪問看護職員が補助対象になります。
13	新人訪問看護職員の人数について、申請時と変わる可能性があります。どのようにしたらよいですか。	新人訪問看護職員の人数については、申請時点で年度を通した見込みの人数を記入してください。 申請から実績報告までに変更があった場合で、補助金額に影響がある場合は、変更交付申請が必要となります。
14	非常勤職員であっても対象となりますか。	雇用形態は問わないため、非常勤職員等であっても訪問看護ステーション等と雇用関係があれば新人訪問看護職員に含まれます。

(対象経費について)

番号	Q	A
15	補助対象となる経費は何ですか。	同行研修に係る新人訪問看護職員の人件費(手当等は含まない。)について対象となります。 ※時間単価×研修時間での算出となります。
16	通勤手当については対象になりますか。	通勤手当、移動の旅費等については対象にはなりません。
17	研修時間は移動時間も含むことができますか。	訪問先での研修に必要な移動時間も含むことができます。移動時間を含む場合は、実績報告の際に、移動時間が分かるように明記してください。

(その他)

番号	Q	A
18	補助金の申請は、訪問看護ステーションの開設者が行うのでしょうか。	訪問看護ステーションの開設者名(法人名)で手続きを行います。各事業所名(〇〇訪問看護ステーション等)で申請を行う場合は、法人から補助金の申請等について委任を受けているという規定もしくは委任状が必要です。 ※委任状の雛形については、ホームページ「訪問看護職員就労支援事業費補助金について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/houmonkangohojyokin.html)に掲載しています。
19	申請時から、住所、名称、代表者の変更がありました。何か提出が必要ですか。	変更届の提出が必要です。 ※変更届の雛形については、ホームページ「訪問看護職員就労支援事業費補助金について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/houmonkangohojyokin.html)に掲載しています。
20	補助金の申請関係書類、根拠書類の保管について	補助金の検査に何うことがありますので、提出された申請関係書類や根拠書類(給与明細等)についてはしっかり保管しておかなければなりません。事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管してください。
21	1日に複数回同行訪問研修を実施した場合の、研修記録の入力について	複数回分の研修時間を合計して、各日毎に入力してください。 また、その場合の同行者氏名は、同日内に同行した方全員を入力してください。